

千葉県印土指令第 440 号の 6

印西市大森2364-2

印西市長 板倉 正直

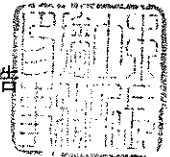
平成29年8月18日付けで申請のあった、河川区域内における土地の占用及び工作物の設置について、別記条件を付して河川法(昭和39年法律第167号)第24条及び第26条の規定により下記のとおり許可する。

平成29年9月15日

河川管理者

千葉県印旛土木事務所

所長 山口 浩



記

- 1 河川の名称 一級河川利根川水系 戸神川
- 2 占用の目的 市道00-009号線に係る橋の設置
- 3 占用の場所 右岸 印西市戸神字神明下1089番地先から
左岸 印西市船尾字町田道添2376番地先まで
- 4 工作物の名称または種類 橋梁(上部:プレテンション方式PC単純床版橋、
下部:逆T式橋台)
- 5 占用面積及び数量 1, 283. 06㎡
- 6 工 期 平成29年9月15日 から 平成34年3月31日 まで
- 7 占用期間 平成29年9月15日 から 平成34年3月31日 まで
- 8 占用料等 無料

教示

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

許可条件

一級河川利根川水系 戸神川 の河川区域内における土地の占用について、河川に関する法令の規定及び次の各条項を遵守しなければならない。

- 1 占用期間中は、占用区域または付近の見やすい場所に許可年月日・許可の番号・目的・場所・名称・または種類・占用期間・占用面積および占用者氏名を明記した表札をあらかじめ河川管理者の指示に従い設けること。
- 2 許可を受けた者は、河川管理施設を損傷したときは、速やかに河川管理者に届け出て、その指示に従うこと。
当該河川管理施設の原状回復に要する費用は、許可を受けた者の負担とする。
また、工事施工中あるいは占用者が原因し、第三者に損害を与えた場合は、許可を受けた者が解決にあたるものとする。
- 3 次に掲げる場合は、その事実の生じた日から15日以内にその旨を河川管理者に届け出ること。
 - (1) 許可を受けた行為を廃止したとき。
 - (2) 許可を受けた目的を達することができなかつたとき。
- 4 設計変更をしようとするときは、事前に河川管理者の許可を受けること。
- 5 許可を受けた者は、工事現場において直接工事の指揮管理にあたる者のうちから現場責任者を任命して、河川管理者に届け出ること。
- 6 工事の実施方法および工程については、河川管理者に届け出てその指揮監督を受けること。
- 7 工事の実施にあたっては、申請書添付図面および設計書により施工しなければならない。
- 8 工事が竣工したときは、速やかに河川管理者に届け出て検査を受けること。
- 9 許可を受けた者は、工作物の管理責任者を定めて河川管理者に届け出ること。
- 10 占用期間の満了、許可の取り消しまたは許可を受けた行為の廃止があったときは、河川管理者の指示措置を命ずることがある。
- 11 当該原状回復終了後は、河川管理者の検査を受けること。
- 12 将来、河川工事または河川管理上支障となる場合は、河川占有者の自費において撤去または移設すること。
- 13 管理者の氏名、連絡先を明記したプレートを設置すること。
- 14 占用物件周辺の清掃を行うこと。

(2) 設計に際し適用した法令、設計基準書等

	名 称		発 行
1	道路橋示方書・同改設Ⅰ～Ⅴ	平成24年3月	(社)日本道路協会
2	橋梁計画設計マニュアル	平成25年5月	千葉県県土整備部道路整備課
3	道路構造令の解説と運用	平成16年2月	(社)日本道路協会
4	河川管理施設等構造令	平成12年1月	(社)日本道路協会
5	道路技術基準通達集	最新版	建設省
6	土木構造物設計ガイドライン	平成11年11月	建設省
7	コンクリート標準示方書	各最新版	土木学会
8	道路橋各種便覧及び要領	各最新版	(社)日本道路協会
9	道路土工指針 各種	各最新版	(社)日本道路協会
10	その他各種指針・便覧・要綱等		

施工期間の算出
(1)作業フロー(参考)

		締切鋼矢板 (A2橋台)	締切鋼矢板 (A1橋台)	水替工 (作業時排水)	★4 交通誘導 警備員
準備工	★1 40 日				
構造物撤去工(A2橋台)	0.1 日				0.5
鋼矢板打込み工(A2橋台)	3.9 日				1.5
橋台工(A2橋台)	24.9 日	24.9		10.9	7.2
鋼矢板引抜き工(A2橋台)	2.1 日				1.5
護岸工(A2橋台)	1.7 日				0.5
構造物撤去工(A1橋台)	2.5 日				0.5
既製コンクリート杭工(A1橋台)	5.1 日				0.5
鋼矢板打込み工(A1橋台)	3.3 日				1.5
橋台工(A1橋台)	21.8 日		21.8	9.0	4.1
鋼矢板引抜き工(A1橋台)	1.8 日				1.5
護岸工(A1橋台)	1.8 日				0.5
後片付工	20 日				
合計(準備後片付け期間を除く)	69.0 日	24.9 日	21.8 日	19.9 日	19.8 日
A.実働日数計	69 日	25 日	22 日	20 日	20 日
★2		★3	★3		
B.供用日数(A×1.75)	120 日	58 日	50 日		
C.供用月数(B÷30日/ヶ月)	4.0 ヶ月				
★5					
工期(B+準備・後片付け)	180 日				

- ★1 実働日数:「(2)各工種別施工日数の算出」より。
 ★2 不稼働率:「技第714号 平成31年3月29日 適切な工期設定について」により、「1.75」を採用。
 また準備期間、後片付け期間は同資料より40日、20日とする。(工程区分:河川・道路構造物工事)
 端数処理:二重まるめを防止するため少数点以下を切捨てとした。
 ★3 賃料期間:「Ⅱ-5-①-2 4)」に基づき算定した。
 $\text{賃料期間} = (\text{打込期間} \times 1/2) + (\text{在場期間}) + (\text{引抜期間} \times 1/2) + (5\text{日} + 4\text{日})$
 ※二重まるめを防止するため少数第2位を切捨てとした。
 ※供用日数の算出においては在場期間にのみ不稼働率を乗じている。
 ★4 実働日数:「(3)交通誘導員配置日数の算出」より。
 ★5 工期:「積算基礎資料表」より「10日単位」とした。

施 工 条 件 の 明 示

印西市 都市建設部 建設課

工 事 名 橋梁下部工事（R1-1）市道00-009号線

工 事 箇 所 印西市 船尾地先

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 管 理	工期の日数は、雨天・休日期間を含んでいる。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。 施工については、原則昼間での施工とする。これによりがたい場合は監督職員と協議する。
用 地 関 係	用地境界については、十分注意して施工すること。 用地境界杭については、施工前、道路境界査定図等で照査を行い、施工後は復元し確認すること。 工事用地を必要する場合は、工事受注者側で確保すること。
公害対策関係	工事に伴う影響（騒音、振動、粉塵）の抑止に努めること。
安全対策関係	施工については、施工エリアと現道交通との区分けを明確にし、一般通行車両及び歩行者が安全に通行できるようにすること。 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
工事用道路関係	現道等との出入りについて、十分注意すること。 工事に使用する搬入路は、官地内に施工し、周辺民地へ砂利等が散乱しないよう注意すること。 運搬路に使用した、既設道路の舗装等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議し、補修しなければならない。 施工に際して、河川管理用道路等の機能を常時確保出来るよう対策をとること。
仮 設 備 関 係	仮設施工時は占用物件及び周辺構造物に影響の出ない様十分注意すること。 現地の状況（地上・地下占用物件等）により、これによりがたい場合は監督職員と協議すること。
残土、 産業廃棄物関係	建設発生土等の処理については、千葉県建設発生土管理基準に従うこと。
工事障害物件等	地中・空中の占用物件及び他の埋設管を確認し、管理者の合意を得ること。
排水工（濁水処理 を含む）関係	既存排水路への土砂流入対策を怠らないこと。 既存の用水路、排水路の機能を損なわないこと。 施工前に、現地と図面の確認を行うこと。
薬液注入関係	特になし。
そ の 他	本工事遂行にあたり、地元居住者と協調を保ち、不用意に摩擦を起こさないよう十分に心がけなければならない。 周辺の水田等に支障が生じないよう十分配慮すること。 本工事遂行にあたり、仕様書は千葉県土木工事共通仕様書及び特記仕様書による。なお、これによりがたい場合は別途協議をする。

令和元年度 橋梁下部工事(R1-1)市道00-009号線

(別表-1)

施工管理立会計画表

確認工程	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	測定項目 試験項目	備考
施工状況					
準備工	—	—	—	丁張、仮設標識等	—
工事施工中	—	—	—	共通仕様書及び諸基準に従い施工している状況	—
使用材料					
工事施工前	—	—	—	仕様、寸法、数量等	—
段階確認					
既製杭工	橋台工(A1橋台)	既製杭工	既製コンクリート杭	打込完了時	特記仕様書
				掘削完了時	特記仕様書
				施工完了時	特記仕様書
				杭頭処理完了時	特記仕様書
躯体工(橋台)	橋台工(A1・A2橋台)	橋台躯体工(構造物単位)	逆T式橋台	土(岩)質の変化した時	特記仕様書
				床掘掘削完了時	特記仕様書
				鉄筋組立て完了時	特記仕様書
				埋戻し前	特記仕様書

1 / 2

令和元年度 橋梁下部工事(R1-1)市道00-009号線

(別表-1)

施工管理立会計画表

確認工程	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	測定項目 試験項目	備考
------	--------------	--------------	--------------	--------------	----

品質管理					
セメント・コンクリート	橋台工(A1・A2橋台)	橋台躯体工(構造物単位)	逆T式橋台	塩化物調査、単位水量測定、スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定	品質管理基準P.2、3
セメント・コンクリート (施工後試験)		橋台躯体工(構造物単位)	逆T式橋台	ひび割れ調査、テストハンマーによる強度調査	品質管理基準P.3
既製杭工	橋台工(A1橋台)	既製杭工	既製コンクリート杭	比重による水セメント比の推定、セメントミルクの圧縮強度	品質管理基準P.6、7
出来形管理					
既製杭工	橋台工(A1・A2橋台)	既製杭工	既製コンクリート杭	基準高、掘入長、偏心量d、傾斜	出来形管理基準P.20
組立て		橋台躯体工(構造物単位)	鉄筋	平均間隔d、かぶりt	出来形管理基準P.6
均しコンクリート		橋台躯体工(構造物単位)	逆T式橋台	幅w、厚さt、延長L	出来形管理基準P.19
橋台躯体工		橋台躯体工(構造物単位)	逆T式橋台	基準高、厚さt、天端幅w1、天端幅w2、敷幅w3、高さh1、胸壁の高さh2、天端長L1、敷長L2、胸壁間距離、支間長及び中心線の変位、支承部アンカーボルトの箱抜き規格値(計画高、平面位置、アンカーボルト孔の鉛直位置)	出来形管理基準P.127
コンクリートブロック工	法覆護岸工	コンクリートブロック工(平ブロック張)	平ブロック張	基準高、法長L、厚さt1、厚さt2、延長L	出来形管理基準P.22

※ただし、休祭日を含む勤務時間(9時～17時)外については、原則的に立ち会わないものとする。

※管理基準は『平成30年度版 千葉県土木工事施工管理基準』によるものとする。

施工管理業務初回打合せ用資料

公益財団法人 千葉県建設技術センターの施工管理業務について

1 業務内容

対象工事の請負契約の適正な履行を確保するために、公益財団法人千葉県建設技術センター（以下「センター」）の工事監督支援業務の担当技術者（以下、「担当技術者」という。）が、発注者の監督職員（以下、「監督職員」）の補助として行う業務は、工事発注後、発注者と工事受注者との間で行われる業務のうち、以下の業務とする。

- (1) 施工計画書の確認
- (2) 各種現場立会（重要構造物のコンクリート現場試験、段階確認、出来形検測等）
- (3) 各種管理（工程管理、出来形管理、品質管理）
- (4) 工事打合せ簿、工事履行報告書の確認
- (5) 完成書類の確認※

※修正箇所があった場合の再確認は1回とする。

2 実施体制

(1) 業務体制

センター内に、「担当技術者」を配置し業務を実施する。

(2) 勤務地

センターとする。

3 実施方法

次頁に示した業務実施フローに基づき施工管理業務を実施する。なお、本書に於いて、「現場代理人」が実施する事項を青字表記している。

(1) 施工計画書

「現場代理人」は、工事着手前に「施工計画書」を「監督職員」及び「担当技術者」へ1部ずつ提出し、内容の確認を受ける。修正や資料の追加等の指示があった場合は速やかに対応し、修正版を再提出する。

(2) 立会計画書

「担当技術者」は、「監督職員」及び「現場代理人」に「立会計画書」を提出する。

(3) 週間工程表

「現場代理人」は、先週、今週、翌週の工程、工事内容、立会及び検査予定等を記入した、「週間工程表」を毎週金曜日12時までに「監督職員」及び「担当技術者」へEメール等で提出し、立会日時の調整を行う。

(4) 現場立会

「現場代理人」は、事前に「段階確認書」「確認・立会依頼書」等を「担当技術者」に提出し、立会依頼を行う。但し、「監督職員」が提出不要と判断した場合はこの限りではない。

「担当技術者」は、立会結果を「業務日誌」に記入し、「監督職員」に提出する。

(5) 工事打合せ簿

「現場代理人」は、技術的助言を要する「工事打合せ簿」についてのみ、「担当技術者」に提出し、内容確認を依頼する。

「担当技術者」は、提出された「工事打合せ簿」の内容確認を行い、確認結果を「業務日誌(書類審査)」に記入し、「監督職員」へ提出する。

(6) 工事履行報告書

「現場代理人」は、毎月月初に前月の「工事履行報告書」を「担当技術者」に提出し、内容確認を依頼する。

「担当技術者」は、提出された「工事履行報告書」の内容確認を行い、確認結果を「業務日誌(書類審査)」に記入し、「監督職員」へ提出する。

施工管理 業務

発注者打合せ

業務内容

● 契約前事前打合せ

1 業務概要確認

● 初回打合せ

2 業務詳細確認

3 施工計画書の確認

4 業務日誌(書類審査)の作成

5 業務計画書の作成
(立会計画表の作成)

● 中間打合せ

6 立会計画の確認、工程会議等(適宜)

工
事
期
間
中

7 週間工程表の受領

8 現場立会
(施工状況、段階確認、品質管理、出来形管理)

9 業務日誌の作成

10 工事打合せ簿、工事履行報告書の確認

11 業務日誌(書類審査)の作成

12 完成書類の確認

13 業務日誌(書類審査)の作成

● 最終打合せ

14 出来形等の確認等(適宜)

15 工事完成検査

16 業務結果報告書の作成

17 業務結果報告書の納品

4 連絡及び各種書類等の提出の方法

(1) 連絡及び各種書類等の提出順序

連絡及び各種書類等の提出順序は、原則として発注者→センターとするが、内容確認を伴うものや回答を伴い急ぐも、Eメールでのやり取りを行うものはこの限りではない。

(2) 連絡先

公益財団法人 千葉県建設技術センター 建設課

電話：043-247-0262

FAX：043-247-0268

E-mail：gyoumu@cctc.or.jp

5 その他

- (1) 「監督職員」及び「担当技術者」が現場で工事受注者の測量機器を使用する場合があるため、「現場代理人」は、予め当該機器の校正証明書の写しを「担当技術者」へ提出する。
- (2) 設計変更に係る資料は、変更事案が生じた際、「監督職員」に速やかに提出する。
- (3) 「現場代理人」は、「施工計画書」の緊急時連絡体制（連絡系統図）に、「担当技術者」の連絡先を記入する。
- (4) 「監督職員」及び「担当技術者」は週休2日である。休日及び勤務時間外の立会是不行。
- (5) 施工管理業務委託の履行期限が過ぎた場合、立会是不行。但し、完成検査で立会要請のあった場合はこの限りではない。
- (6) 工場検査等、県外の立会是不行。但し、橋梁上部工など重要構造物であって、かつ、発注者から立会要請があった場合はこの限りではない。
- (7) 本書に定めのない事項は協議する。

6 「監督職員」業務の内容

「監督職員」が行う業務のうち、前述の「1 業務内容」の定型化された義務については、「センター」が「監督職員」の補助として行うが、以下の業務については、行政的判断及び調整を伴うため、「監督職員」の業務とする。

(1) 占有物件等の調整

工事を施工する上で支障となる占有物件（電気、電話、ガス及び上下水道等）の移設に係る事務。

(2) 警察との立会及び協議

(3) 地元の陳情及び要望への対応

(4) 工法変更及び設計額の増減に伴う設計変更の決定

(5) 中間検査、出来形検査、完成検査、段階確認

※要請があった場合は「担当技術者」も立ち会う。

(6) 建設工事請負契約書等に記載された「監督職員」が行うとされる事項

(7) その他行政的判断及び調整を伴う事項

段 階 確 認 一 覧

一般：一般監督
重点：重点監督

1/3

種 別	細 別	確 認 時 期	監督職員 確認項目	監督職員 確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルドーリング実施時	ブルドーリング実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
バーチカルドレン 工	サンドドレン 袋詰式サンドドレン バーバードレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミル 攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/75本 重点：1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本

種 別	細 別	確 認 時 期	監督職員 確認項目	監督職員 確認の程度
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中掘杭）	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
場所打杭工	リバス杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回／3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回／3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全数
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回／1構造物
		本体設置前（オープンケーソン）	支持層	
		掘削完了時（ニューマチックケーソン）		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1ロット
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
置換工 （重要構造物）		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回／1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線

種 別	細 別	確 認 時 期	監督職員 確認項目	監督職員 確認の程度
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1工事
重要構造物 函渠工 （樋門・樋管を含む） 躯体工 （橋台） RC躯体工 （橋脚） 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回／1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回／1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物
鋼 橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）	キャンパー、寸法等	一般：——— 重点：1回／1構造物
ポストテンション（I）桁 製作工 ルキャストボックス 組立工 カビム 桁製作工 PC和-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押出し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5％程度／総ケーブル数 重点：10％程度／総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10％程度／総ケーブル数 重点：20％程度／総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立て完了時（工場製作を除く）	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変更毎）	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数及び長さ	1回／支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回／構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回／ 構造の変化毎の頻度 の多い方 ※重点監督：地山等級が D、Eのもの 一般監督：重点監督以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回／200m以上臨場により確認
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回／構造の変化毎
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

注）・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。

なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

・一般監督：重点監督以外の工事

・重点監督：下記の工事

イ 主たる工程に新工法・新材料を採用した工事、ロ 施工条件が厳しい工事、ハ 第三者に対する影響のある工事、ニ その他